

コミュニティバスの取り組みについて

1. 「子ども見守り活動等」に関する協定締結

(1) 協定の趣旨

松江市 13 地区で運行するコミュニティバスは、主に児童の見守りの目が届きにくい非市街地で運行しており、児童自身も登下校に利用していることから、コミュニティバスの運行主体である松江市と松江警察署が協定を締結し、運行時における「子ども見守り活動」等を協力して推進する。

(2) 協定の内容

- ・バス運行時における子ども、女性や高齢者等の見守り活動を行う。
- ・事件、事故または人身の安全を確保する必要がある事案を知り得た場合において 110 番通報や最寄りの警察への通報を行う。
- ・事件、事故等の発生時にバス搭載のドライブレコーダーの記録データを閲覧または提供する。
- ・特殊詐欺及び交通事故の被害防止に資する活動行う。

(3) 協定締結日

令和元年 10 月 24 日



写真左：協定締結式の様子
写真右：出発式の様子
(場所：玉湯公民館)

2. パソコンやスマートフォンでの時刻・経路検索への対応

(1) 趣旨

松江市 13 地区で運行するコミュニティバスについて、現在、パソコンやスマートフォンでの時刻検索に対応していないため、時刻表等のデータを国土交通省が推奨する「標準的なバス情報フォーマット」に変換したうえで、各検索サイトにデータを提供する。

(2) 対応サイト

- ・NAVITIME (ナビタイム) 令和 2 年 1 月 30 日～
 - ・Google map 検索 データ申請済み
- ※上記以外の検索サイトも順次対応予定

検索画面の例
(NAVITIME)

